

京都市都市公園条例の一部を改正する条例（平成30年12月21日京都市条例第38号）（文化市民局市民スポーツ振興室）

吉祥院公園球技場について、京都府サッカー協会が人工芝化等の工事を実施し、京都市に寄付を行った。本工事に際して同公園球技場に新たにミニコートが設置されたことに伴い、利用方法が変更されるとともに、競技環境が向上したことから、同球技場の使用単位及び利用料金の上限額を変更することとしました。

この条例は、平成31年4月1日から施行することとしました。

京都市都市公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年12月21日

京都市長 門川大作

京都市条例第38号

京都市都市公園条例の一部を改正する条例

京都市都市公園条例の一部を次のように改正する。

別表第3備考以外の部分中

「

野 球 場	1 面	1 時間	3,390 <sup>円</sup>	2,050 <sup>円</sup>
テニスコート			2,050	1,640
野 球 場			2,670	1,640
野球場兼運動場			2,670	1,640
野球場兼運動場			2,670	1,640
野 球 場			2,670	1,640
野球場兼運動場			2,670	1,640
テニスコート			2,050	1,640
野球場兼運動場			2,670	1,640
野 球 場			3,390	2,050
球 技 場			2,670	1,640
野 球 場			2,670	1,640
第 1 球 技 場			2,670	820
第 2 球 技 場			2,160	720
第 3 球 技 場			1,740	510
運動場兼ソフトボール場			2,670	820
テニスコート			920	720
テニスコート			2,050	1,640
野 球 場			2,670	1,640
野球場兼運動場			2,670	1,640

を

テニスコート		2,050	1,640
野球場		2,670	1,640
テニスコート		2,050	1,640
球技場		3,600	2,570
野球場兼運動場		2,670	1,640
野球場		3,390	2,050

」

「

野球場	1 面	3,390 <sup>円</sup>	2,050 <sup>円</sup>
テニスコート		2,050	1,640
野球場		2,670	1,640
野球場兼運動場		2,670	1,640
野球場兼運動場		2,670	1,640
野球場		2,670	1,640
野球場兼運動場		2,670	1,640
テニスコート		2,050	1,640
野球場兼運動場		2,670	1,640
野球場		3,390	2,050
球技場		全 面	5,340
	半 面	2,670	1,640
	ミニコ ート1 面	1,500	1,000
野球場	1 時間	2,670	1,640
第 1 球技場		2,670	820
第 2 球技場		2,160	720
第 3 球技場		1,740	510
運動場兼ソフトボール場		2,670	820

に改める。

テニスコート	1 面	920	720
テニスコート		2,050	1,640
野球場		2,670	1,640
野球場兼運動場		2,670	1,640
テニスコート		2,050	1,640
野球場		2,670	1,640
テニスコート		2,050	1,640
球技場		3,600	2,570
野球場兼運動場		2,670	1,640
野球場		3,390	2,050

」

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(文化市民局市民スポーツ振興室)